

栗原法律事務所 弁護士費用一覧表（1）

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額
法律相談		一般	30分ごとに5000円以上2万5000円以下
民事事件	1 訴訟事件 (手形・小切手訴訟事件を除く)	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超える場合 5% + 9万円 3000万円を超える場合 3% + 69万円 3億円を超える場合 2% + 369万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがある ※着手金の最低額は10万円
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超える場合 10% + 18万円 3000万円を超える場合 6% + 138万円 3億円を超える場合 4% + 738万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがある
		着手金 報酬金	1に準ずる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任する時の着手金は1の額の2分の1 ※着手金は最低額10万円
		着手金 報酬金	それぞれ20万円以上40万円以下 ※離婚交渉から離婚調停を受任する時の着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は上記とは別に、1又は2による。
		着手金 報酬金	それぞれ30万円以上50万円以下 ※離婚調停から離婚訴訟を受任する時の着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は上記とは別に、1又は2による。
	4 破産事件	着手金	資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上
		報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、免除債権額等を考慮して算定する）。ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。
	5 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の民事再生 100万円以上 (2) 非事業者の民事再生 30万円以上 (3) 小規模及び給与所得者等再生 20万円以上
		報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、免除債権額等を考慮して算定する）。ただし、前記(1)(2)(3)の再生事件の報酬金は認可決定を受けたときに限る。